

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和3年5月12日理事より提出された令和2年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

(1) 監査の実施日及び監査者の氏名

実施日	監査場所	監査者の氏名
令和3年4月14日	幡多事業所	監事 久保 元和 監事 藤田 一夫 監事 樋口 寛
令和3年4月15日	西部支所	
令和3年4月20日	高幡・中央診療所	
令和3年4月21日	中部支所	
令和3年4月27日	安芸事業所	
令和3年4月28日	東部支所	
令和3年5月12日	本所	
令和3年5月13日	本所	

(2) 監査についての意見

令和3年4月14日から延べ8日間監査を実施した。一部で起案書や名簿等について整備されていないものや、引受内容の相違等あったので再度確認をお願いしたい。

事業については、家畜共済・園芸施設共済の制度改正により事務処理が複雑化、多様化しており職員の負担は増している。農業者の高齢化による離農等共済資源が減少し、農作物共済の任意化により引受減少に歯止めをかけることが困難な状況にある中、引受共済金額も年々低下傾向にある中で収入保険事業では、目標を大きく上回る実績を上げられている。業務収支は受託収入、旧本所事務所の売却益、受取補助金の増収もあり当初予算を大きく上回る業務剰余金を引当金、業務繰延残金に充当し積み立てられている。

今後も組合運営は益々厳しさを増してくることが予想されるが、次年度の目標達成に向けて役職員のより一層の努力をお願いしたい。

令和3年5月25日

高知県農業共済組合

代表監事 久保 元和

監事 藤田 一夫

監事 樋口 寛